

(R6.12.17)
島根県土木総務課建設産業対策室 武田・花岡
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
建築設計事務所 飴屋工房	足立 正智	島根県安来市 大塚町355-3	令和 6年12月18日から 令和 7年 3月17日まで (3カ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

建築設計事務所飴屋工房は、令和6年8月1日に開札した隠岐支庁県民局発注の「隠岐島前3地区家畜保護施設新築工事設計業務」の入札に参加し、落札したにも関わらず、担当予定の従業員の長期離脱を理由により、契約の締結を辞退した。

4. 指名停止措置理由等

同社が契約を辞退したことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は3カ月とする。

（指名停止措置要綱 別表第2）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内